第六十二条の十中「次条第一項」を「次条第一項各号」に、「又は意匠権」を「若しくは意匠権」に、「組成したものとして認める物又は方法」を「組成したものとして認める物若しくは方法又は不正競争防止法第二条第一項第一号（定義）に掲げる行為（同法第十九条第一項第七号（適用除外等）に定める行為を除く。以下この条並びに次条第一項各号及び第二項において同じ。）を組成したものとして認める物」に、「が同項」を「が法第六十九条の七第一項」に、「組成していないものとして認める物又は方法」を「組成していないものとして認める物若しくは方法又は不正競争防止法第二条第一項第十号に掲げる行為を組成していないものとして認める物」に改める。

第六十二条の十一の見出し中「特許庁長官」を「経済産業大臣等」に改め、同条第一項中「特許庁長官」を「経済産業大臣又は特許庁長官」に改め、同項第一号中「又は意匠権」を「若しくは意匠権」に、「又は方法」を「若しくは方法又は不正競争防止法第二条第一項第十号（定義）に掲げる行為を組成したものとして認める物」に改め、同項第二号中「又は意匠権」を「若しくは意匠権」に、「又は方法」を「若しくは方法又は不正競争防止法第二条第一項第十号に掲げる行為を組成していないものとして認める物」に改め、同条第二項中「特許庁長官」を「経済産業大臣又は特許庁長官」に、「又は意匠権」を「若しくは意匠権」に、「又は方法」を「若しくは方法又は不正競争防止法第二条第一項第十号に掲げる行為を組成したものと思料する物」に改め、同条第三項中「により」の下に「経済産業大臣又は」を加える。

第六十二条の十六第一項中「第三項第四号及び」の下に「第七号並びに」を加え、同条第三項第七号中「又は意匠権者」を「、意匠権者又は不正競争防止法第二条第一項第十号に掲げる行為（同法第十九条第一項第七号（適用除外等）に定める行為を除く。第六十二条の二十七並びに第六十二条の二十八第一項各号及び第二項において同じ。）を組成する貨物に係る不正競争差止請求権者」に改める。

第六十二条の二十七中「次条第一項」を「次条第一項各号」に、「又は意匠権」を「若しくは意匠権」に、「組成したものとして認める物又は方法」を「組成したものとして認める物若しくは方法又は不正競争防止法第二条第一項第十号（定義）に掲げる行為を組成したものとして認める物」に、「が同項」を「が法第六十九条の十七第一項」に、「組成していないものとして認める物若しくは方法又は同号に掲げる行為を組成していないものとして認める物」に改める。

第六十二条の二十八の見出し中「特許庁長官」を「経済産業大臣等」に改め、同条第一項中「特許庁長官」を「経済産業大臣又は特許庁長官」に改め、同項第一号中「又は意匠権」を「若しくは意匠権」に、「又は方法」を「若しくは方法又は不正競争防止法第二条第一項第十号（定義）に掲げる行為を組成したものとして認める物」に改め、同項第二号中「又は意匠権」を「若しくは意匠権」に、「又は方法」を「若しくは方法又は不正競争防止法第二条第一項第十号に掲げる行為を組成したものとして認める物」に改め、同項第三号中「又は意匠権」を「若しくは意匠権」に、「又は方法」を「若しくは方法又は不正競争防止法第二条第一項第十号に掲げる行為を組成したものと思料する物」に改め、同条第三項中「により」の下に「経済産業大臣又は」を加える。

第六十二条の二十九第一項中「次条第一項」を「次条第一項各号」に、「又は意匠権」を「若しくは意匠権」に、「組成したものとして認める物又は方法」を「組成したものとして認める物若しくは方法又は不正競争防止法第二条第一項第十号（定義）に掲げる行為を組成したものとして認める物」に、「が同項」を「が法第六十九条の十七第一項」に、「組成していないものとして認める物若しくは方法又は同号に掲げる行為を組成していないものとして認める物」に改める。

第六十二条の二十八の見出し中「特許庁長官」を「経済産業大臣等」に改め、同条第一項中「特許庁長官」を「経済産業大臣又は特許庁長官」に改め、同項第一号中「又は意匠権」を「若しくは意匠権」に、「又は方法」を「若しくは方法又は不正競争防止法第二条第一項第十号（定義）に掲げる行為を組成したものとして認める物」に改め、同項第二号中「又は意匠権」を「若しくは意匠権」に、「又は方法」を「若しくは方法又は不正競争防止法第二条第一項第十号に掲げる行為を組成していない